

『東京 2020 パラリンピック競技大会日本代表選手団ハンドブック(仮)』の  
撮影・制作・編集・印刷及び発送等業務に係る一般競争入札  
(最低価格落札方式)

## 入札説明書

2019年12月3日

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会

## 目次

I. 入札説明書 .....	1
II. 契約書（案） .....	4
III. 仕様書 .....	7
IV. その他関連資料 .....	9

## I. 入札説明書

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）の入札公告（2019年12月3日付公告）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

### 記

#### 1. 競争入札に付する事項

##### (1) 件名

『東京 2020 パラリンピック競技大会日本代表選手団ハンドブック(仮)』の撮影・制作・編集・印刷及び発送等業務に係る一般競争入札

##### (2) 調達役務の内容等

仕様書記載のとおり。

##### (3) 入札方法

落札者の決定は最低価格落札方式をもって行うため、

- ① 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は別添「入札参加意思表明書」を2019年12月6日までに提出すること。
- ② 入札者は2019年12月13日までに所定の書式で見積書を提出すること。
- ③ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- ④ 入札者は、提出した書類の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

#### 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限の過ぎた未納税額がないこと。
- (4) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。

#### 3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、入札説明書を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、JPCが交付する仕様書に基づいて、入札書類を提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間においてJPCから提出書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 4. 入札説明会日時及び場所

入札説明会は実施しない。

#### 5. 入札に関する質問の受付等

##### (1) 質問の方法

電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

2019年12月2日（月）から2019年12月6日（金）17時00分まで

(3) 担当部署

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 企画情報部

電子メール：[jpsa-kikaku@jsad.or.jp](mailto:jpsa-kikaku@jsad.or.jp)

(4) 質問の回答

返答は全入札者へ情報提供を行なう。

6. 入札書類の提出

(1) 入札参加意思表示書受付期間

2019年12月2日（月）から2019年12月6日（金）17時00分まで

メール([jpsa-kikaku@jsad.or.jp](mailto:jpsa-kikaku@jsad.or.jp))にて受付ける。持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日は除く。）の10時00分から17時00分（12時00分から13時00分の間は除く。）とし、郵送の場合は必着とする。

(2) 見積り書提出期限

2019年12月13日（金）17時00分必着

上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。

(3) 提出書類

次の書類をメール、持参又は郵送にて提出すること。

No.	提出書類	部数
①	入札参加意思表示書	1通
②	見積り書	1通

(4) 提出先

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 企画情報部

[jpsa-kikaku@jsad.or.jp](mailto:jpsa-kikaku@jsad.or.jp)

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6 ユニゾ水天宮ビル3階

※持参の場合、3階受付にて対応する。

7. 入札結果通知の予定日及び方法

(1) 入札結果通知予定日

2019年12月18日（水）

(2) 通知の方法

入札者へメールにて落札の有無を通知する。

8. 支払いの条件

納入物件の検収合格の後、適法な支払請求書を受理した場合において、翌月末日までに支払うものとする。

9. 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

10. 落札者の決定方法

最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価

格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不  
適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低  
の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

また、撮影業務と、制作以降の業務を分離発注する場合がある。

11. 契約書作成の要否

要

12. 契約条項

契約書（案）による。

13. その他

(1) 入札行為に関する照会先

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 企画情報部 担当：黒田、赤星

電話番号：03-5939-7021

電子メール：jpsa-kikaku@jsad.or.jp

(2) 仕様書に関する照会先

13. (1)に同じ

以上

## II. 仕様書

### 1. 件名

『東京 2020 パラリンピック競技大会日本代表選手団ハンドブック(仮)』の撮影・制作・編集・印刷及び発送等業務

### 2. 目的

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）では、東京 2020 パラリンピック競技大会に参加する日本代表選手団及び大会についての情報を、大会関係者及び報道関係者にわかりやすく周知することを目的として当該冊子を発行する。

### 3. 業務内容

#### 3.1 概要

##### 3.1.1 基本コンセプト、制作方針

###### (1) 基本コンセプト

東京 2020 パラリンピック競技大会日本代表選手団の情報及び本大会の情報を読みやすくてわかりやすい内容で紹介し、大会関係者、報道関係者に伝える。

###### (2) 制作方針

JPC が定める上記 (1) 基本コンセプト 及び JPC の事業を理解し、それらに適しているか編集に留意する。

##### 3.1.2 基本仕様

(1) タイトル：「東京東京 2020 パラリンピック競技大会日本代表選手団ハンドブック(仮)」

(2) サイズ：A5 判

(3) 印刷色：4 色 (CMYK) 及び 1 色 (K)

(4) ページ：表紙 4 ページ (表面マット PP 加工)、本文 4 色 144 ページ(両面印刷)、本文 1 色 48 ページ(両面印刷)

(5) 用紙：表紙／コート紙 (斤量：76.5kg／菊判 相当)、本文 4 色ページ／コート紙 (斤量：48.5kg／菊判 相当)、本文 1 色ページ／上質紙 (斤量：47kg／菊判 相当)

(6) 撮影：約 600 名分、3 パターンのバストアップショット。撮影期間 1 月～4 月の間に 25 日前後撮影日が発生。

(7) 加工：無線綴じ製本

(8) 印刷部数：3000 部

#### 3.2 制作・編集等業務

##### 3.2.1 制作進行业務

- ・進行スケジュールは、別途相談のうえ策定すること。
- ・作業の進捗状況に合わせ適宜修正を行うこと。なお、スケジュールの調整が必要となった場合は、都度 JPC に報告し、了承を得ること。

##### 3.2.2 デザイン及び編集、校正業務

(1) 表 1・表 4 デザイン・本文ページレイアウト

- ・本文記載内容は原稿をデータ及び紙原稿にて支給する。

- ・フォントサイズ、レイアウトは読みやすいようにバランスを考慮すること。
  - ・本文ページにノンブルを記すこと。
- (2) 編集
- ・JPC が提供する原稿について誤字、脱字、表記揺れの修正等を行うこと。
- (3) イラスト・図表
- ・本文記事に使用する図表・イラスト・写真については、原則、JPC が提供する素材を使用すること。図表・イラストは、必要に応じて修正・調整をすること。該当する素材がない場合は新規作成または調達すること。

### 3.3 印刷製本業務

JPC が指定した基準を満たした仕様で印刷を行う。

#### 3.3.1 発送用資材、封筒・宛名ラベルの作成

- (1) 発送用資材、封筒
- ・JPC が提供する発送先リストに基づき、冊子が同梱できるサイズの資材、封筒を調達もしくは作成する。
- (2) 宛名ラベル
- ・JPC が提供する発送先リストに基づいて宛名ラベルを作成する。なお、個別発送用宛名ラベルは上記 (1) の仕様に合わせて作成する。

#### 3.3.2 送付状

JPC が支給する送付状データを印刷し、冊子に同梱する。

### 3.4 発送業務

JPC が指定する宛先へ指定日までに発送の手配を行い、発送が確実に完了したことを報告する。

#### 3.4.1 発送予定日

未定

## 4. 体制、要員

- ・業務全般を管理する責任者を配置すること。
- ・本広報誌の制作に係る各業務従事者に欠員が生じた場合、すみやかに充当すること。
- ・本広報誌の制作に係る各業務従事者が対応できない状況が発生した場合、十分な補助体制をとること。

## 5. その他

- ・上記以外の業務提案がある場合は受付ける。
- ・納品日以降に未達があった場合は、その情報を発送先リストに反映し、返送分のラベル PDF データとともに JPC に提出すること。
- ・請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない事項については、JPC と速やかに協議し、その指示に従うこと。

### Ⅲ. 契約書 (案)

#### 業務委託契約書

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「甲」という）と〇〇〇〇（以下「乙」という）は、業務委託契約（以下「本契約」という）を次のとおり締結する。

#### (委託業務)

第1条 甲は、『東京2020パラリンピック競技大会日本代表選手団ハンドブック(仮)』の撮影・制作・編集・印刷及び発送等業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。ただし、下記に記載されていない内容については委託の範囲外とする。また、甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

#### (委託料)

第2条 甲は乙に対し、本業務の対価として〇〇〇〇円(消費税別)を支払う。甲は乙からの請求書を受領した日から起算して30日以内に乙が指定した銀行口座に振りこむこととする。

#### (再委託)

第3条 乙は、本件業務に係る各個別業務の全部または一部を、第三者に再委託することはできない。ただし、甲乙の協議の上、甲（委託側）が書面にて再委託を許可した場合はこの限りではない。

#### (契約の解除)

第4条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を請求することができる。

#### (知的所有権)

第5条 乙は、本案件において撮影した写真及び制作した記事については、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、乙から甲に自動的に移転するものとする。

#### (禁止行為)

第6条 甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

(1) 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのあ

る行為。

- (2) 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
- (3) 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
- (4) 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
- (5) 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
- (6) その他相手方が不適切と判断する行為。

#### (反社会的勢力の排除)

第7条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- 2 自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という）であること。
  - 3 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
  - 4 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
  - 5 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
  - 6 本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らかの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができるものとする。
- (1) 第1項に違反したとき
  - (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき
    - ① 相手方に対する暴力的な要求行為
    - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ③ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
    - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
    - ⑤ その他前各号に準じる行為
- 3 甲及び乙は、前項の規定により本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

(秘密保持)

第8条 甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手の業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

(協議について)

第9条 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

2019年12月00日

甲 住所 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番6号  
ユニゾ水天宮ビル3F  
氏名 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会  
会長 鳥原光憲 印

乙 住所 ○○○○  
○○○○  
氏名 ○○○○  
○○○○ 印

(別記)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

##### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札参加意思表明書をもって誓約します。

## 【資料】

### 予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。